

## 令和4年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和4年4月15日（金） 午前10時～

場 所：職員会館メルクス 2階中小会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、松隈委員、宮崎委員 以上7名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、中島主査、鶴田

### 議事の概要

#### 1 諮問案件の審議

##### 【諮問案件1】

市民課が保有する住民基本台帳に係る個人情報（18歳以上の者の情報に限る。）を環境政策課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：環境部環境政策課

実施機関：市民課（中川原課長）、環境政策課（皆主査）

—資料をもとに環境政策課から説明—

（A委員）アンケートの対象者数である900人という値はどのように決めたのか。

（実施機関）アンケートの回答率は約45%を想定しており、アンケート結果の分析に必要な母数を検討した結果、900人を対象に実施することとした。

（B委員）アンケート調査に必要な個人情報を一度だけ目的外利用するということか。

（実施機関）アンケート調査は毎年行うことを想定しているため、目的外利用は毎年行う。

（C委員）これまでも行われている市民意識調査においても、日常生活の中での環境配慮行動に関する質問をしていると思うが、今回のアンケート調査は、市民意識調査と具体的にどのような点で異なるのか。

（実施機関）現在行っている市民意識調査は、日常生活の中で環境配慮行動をしているかという大きな視点で質問をしており、約8割の回答者が、環境配慮行動をしていると回答している。今回実施しようとしているアンケートでは、より細かな行動の傾向について質問したいと考えていて、例えば、脱炭素に関する行動として、通勤の際に車ではなく徒歩や自転車を利用しているかといった質問や、市として、市民に実践してほしい行動に関する質問項目を考えている。また、市が行っている施策の認知度などについても質問したいと考えている。

（B委員）アンケート結果の公表は想定しているか。

（実施機関）アンケートの結果は、グラフなどにまとめて、環境部のHPで公開することを想定している。

（A委員）アンケートの結果が出てHPに公開されるのは、いつ頃になるのか。

(実施機関) アンケート結果のサンプル数あるいはアンケートの実施時期にもよると思うが、予定としては、今年度実施したアンケート結果は、今年度末までに公表することを考えている。

(D委員) 目的外利用する個人情報、市民課から環境政策課に直接渡されるのか。

(実施機関) 無作為抽出されたデータを市民課から環境政策課に直接渡すこととしている。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

### 【諮問案件2】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(世帯主となっている外国人住民の情報に限る。)を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部広聴・相談課

実施機関：市民課(中川原課長)、広聴・相談課(山崎補佐)

—資料をもとに広聴・相談課から説明—

(E委員) 目的外利用をする個人情報を世帯主となっている外国人の情報に限定しているのは、世帯主が日本人であれば、外国人にとって必要な情報は、当然に家族間で共有されることを前提としているからだと思う。しかし、そのように円満な家庭ばかりではないと思う。事業の目的が外国人の支援という点にあるならば、世帯主が外国人であるかどうかに関わらず、案内文書を直接届ける仕組みでないと、目的は達成できないのではないかと考える。案内の対象を世帯主によって限定しないと、対象者数が膨大になるなどの事情があるかもしれないが、世帯主となっている外国人住民の情報に限定することについては、違和感がある。

(実施機関) ご意見いただいた内容については、内部でも検討したい。

(A委員) 送付する案内文書は、外国人の母国語で記載されているのか。

(実施機関) 案内文書は、やさしい日本語で記載している。また、住民の数が多いい6か国の言語も併記している。

(A委員) どれくらいの外国人が久留米市に住んでいるのか。

(実施機関) 昨年の12月末の統計では、4,156人の外国人の方が住民登録をしている。

(事務局) E委員からの意見を踏まえた上で、本案件の採決の仕方としては2パターンあると思う。一つは、本日諮問されている内容のみを承認し、E委員の意見に係る部分についても目的外利用する場合には、あらためて諮問してもらう方法、もう一つは、目的外利用する外国人住民の個人情報について、世帯主に限定せず、包括的に承認する方法である。委員の皆様でご審議いただきたい。

(会長) 先ほどのE委員の意見について、他に意見はないか。

(D委員) 私も、様々な家庭があるため、世帯主である外国人住民に限らず、全ての外国人を案内の対象とする方がよいと考える。

(C委員) E委員の意見はもっともな意見である。承認の仕方としては、包括的な承認がよいと考える。

(会長) 他の委員はどうか。

(A、F、G委員) 同意見である。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては、目的外利用する個人情報の対象を広げた上で、承認される。—

### 【諮問案件3】

小児慢性特定疾病医療費助成業務に係る個人情報を、国の調査・研究業務に活用させるため、オンライン結合により国へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所健康推進課

実施機関：健康推進課（柴尾課長）

—資料をもとに健康推進課から説明—

(D委員) 資料中のパターン1とパターン2は、どちらも想定されるということか。

(実施機関) 基本的には、医療機関が直接データベースに登録するパターン1を想定しているが、運用方法の移行期には、パターン1に対応できない医療機関もあるため、そのような場合は、パターン2で運用することとなる。

(A委員) 医療機関によって、2通りあるということか。

(実施機関) そうである。全ての医療機関が、運用方法の移行期にデータベースへの登録に対応できるわけではないため、初めは2通りの運用になると考えている。

(F委員) 市とデータベースの間はLGWANで接続されていると思うが、パターン1の場合において、指定医とデータベースの間もLGWANで接続されているのか。

(実施機関) 指定医とデータベースの間はLGWANで接続されていないが、データが暗号化されるなど、セキュリティ面に配慮した回線を用いて、データの送付を行う。

(F委員) パターン1とパターン2の割合はどちらが多くなると想定しているか。

(実施機関) 基本的には、パターン1で全て登録してもらうことが理想である。

(C委員) 診断結果の研究活用の同意に関して、パターン2の場合は、医療費助成の申請があった段階で、患者の同意を得ており、パターン1においては、指定医に受診した段階で同意を得ていると思う。指定医が患者から同意を得て、データベースに登録することは、今回の諮問の対象ではないという理解でよいか。

(実施機関) そうである。パターン1の場合、指定医がデータベースに登録する行為はオンライン結合ではない。研究活用の同意をしなかった方のデータについては、統計利用のために、個人情報を除いた病名や発症日等の情報のみを登録している。認定事務システムから審査結果を登録することについては、どちらのパターンにおいてもオンライン結合に該当する。

(D委員) どちらのパターンで登録しても、認定事務に関する部分は、オンライン結合をするということか。

(実施機関) そうである。

(D委員) 医療費の助成を希望する場合は、研究活用の同意の有無に関わらず、市への申請が必須であるということか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

#### 【諮問案件4】

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する健康観察業務を受託事業者へ委託するにあたり、市が保有する自宅療養者の情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

実施機関：健康福祉部総務（北島）、保健予防課（田中課長、金納補佐）

—資料をもとに健康福祉部総務から説明—

(B委員) 自宅療養者とは、陽性反応が出た者のみが対象となるのか。

(実施機関) 陽性反応が出た者については、入院する者、福岡県が管轄するホテルで療養する者、自宅で療養する者の3種類に分けられるが、このうち、自宅で療養する者に対して、市の保健所が健康観察を実施している。

(E委員) USBメモリ自体はどのように管理するのか。

(実施機関) USBメモリ内のデータを保健所にある専用端末に落とし込み、受託業者にデータを送信する。USBメモリそのものを渡すことはない。

(E委員) 市において、個人情報格納されたUSBメモリをどのように管理するのか。

(実施機関) USBメモリに格納される個人情報の内容としては、新規陽性者、継続して健康観察の対象となっている者、自宅療養が解除される者の3種類に分けられる。個人情報は、毎日受託業者に提供することとなるが、提供したデータはすぐに削除するようにして、USBメモリに古い情報が残らないようにしなければならないと考えている。USBメモリの管理については、鍵付きの棚で保管するなどして、管理を徹底したいと考えている。

(E委員) 本案件のような場合、データの送信の局面よりも、USBメモリという物の管理の場合で、人為的な要因で個人情報の漏えい等の事故が発生するリスクがある。そのため、USBメモリの管理は徹底していただきたい。

(B委員) 健康観察業務とは、具体的にどのような内容か。

(実施機関) 健康観察の主な内容としては、自宅療養者に対して、体温や体調等の健康状態を聞き取るというものである。今般蔓延しているオミクロン株は、デルタ株の流行期以前と比較して症状が軽いという特徴があり、現在は、市が毎日健康観察をする対象者を、65歳以上の者、基礎疾患があるなどのリスク要因が複数ある者、妊婦の3者に対象を絞っている。対象者には、発症日から5日目まで毎日電話をする。その時点で症状が軽快状況であれば、療養解除日である10日目に電話をする。一方、症状が続いている場合は、6日目以降も毎日電話をしている。

(B委員) 健康観察の状況や結果を市と受託業者で共有しているのか。

(実施機関) 受託業者は、国が開発・管理するHER-SYSというシステムに陽性者の個人情報及び健康観察の結果を入力する。市においても、HER-SYSに入力された情報を閲覧することができ、健康観察の状況等を把握することができる。

(C委員) 受託業者に提供された個人情報は、いつまで残るのか。健康観察業務が終わった後に廃棄するのか。

(実施機関) 業者との協議の中で、一定の健康観察の期間が終了した後は、適切に情報を削除するという取扱いをすることとしており、個人情報が残り続けることはない。

(F委員) 今回の諮問とは直接関係はないが、受託業者とHER-SYSの間のセキュリティ対策はどのようになっているのか。

(実施機関) 国からの通知により、HER-SYSへの個人情報の入力、法に基づく作業として行っている。HER-SYSを閲覧する権限は、医療機関等の一部の者に限って付与されており、閉鎖的な環境であると認識している。

(A委員) 業務の委託先は病院か。

(実施機関) 受託業者としては、公衆衛生機構という財団法人を予定している。この法人は、本市の集団けんしん業務も請け負っている。健康観察業務を行うにあたり、専門的な知識が必要となるので、保健師や看護師が在籍している業者に委託しようと考えている。

(D委員) 自宅療養者には、受託業者から電話がかかってくることを事前に伝えるのか。

(実施機関) 陽性者になった方には、疫学調査として、保健所から電話で聞き取り調査を行っている。その中で、自宅療養者となることが決定した場合のその後の流れを説明しており、その際に、受託業者から電話がかかってくる旨を伝える予定にしている。また、ショートメールサービスを利用した案内も行っており、メールでもお知らせすることを予定している。

(D委員) 高齢者でスマホ等を使用していない方にはどのように対応しているのか。

(実施機関) スマホ等を使用していない方については、案内文書を郵送している。電話に出ない方も一定数いるため、そのような場合は、職員が現地に赴いて対応している。—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

## 2 その他

次回の開催について

以上